

改正案	現行
<p>(組合の執行機関の組織及び選任の方法)</p> <p>第9条 組合に管理者1人及び副管理者2人を置く。</p> <p><u>2 管理者は、御所市長をもって充てる。</u></p> <p><u>3 副管理者は、第10条の2に規定する運営協議会において御所市以外の組合市町の長の中から互選する。</u></p> <p><u>4 管理者及び副管理者の任期は、当該組合市町の長の職に在任する期間とする。</u></p>	<p>(組合の執行機関の組織及び選任の方法)</p> <p>第9条 組合に管理者1人及び副管理者2人を置く。</p> <p><u>2 管理者及び副管理者は、組合の議会において組合市町の長の中から選任する。</u></p> <p><u>3 管理者及び副管理者の任期は、当該組合市町の長の職に在任する期間とする。</u></p>